

日本リウマチ学会男女若手共同参画奨励賞規約

(名称)

第1条 この賞は「日本リウマチ学会男女若手共同参画奨励賞」と称する。

(目的)

第2条 この賞は、本邦における男女若手共同参画の理念に基づき、リウマチ診療、教育、または研究活動をするための環境を整えることに尽力し、成果を出している学会員や施設・団体を表彰・広報することにより、さらなる男女若手共同参画の活動を促進する。

(日本リウマチ学会における男女若手共同参画の理念)

第3条 男女ならびに若手の学会員が共同し、リウマチ学を通して社会に貢献できるよう、ワークライフバランスを維持するのみならず、高いモチベーションをもって専門医として活躍できる体制づくりを推進する。

(応募要綱)

第4条 賞の対象者は日本リウマチ学会会員とし、要件を満たす応募者の中から選考する。賞の応募要件は別に定める。

(選考要領)

第5条 選考の方法は次による。

- ① 選考委員会は、日本リウマチ学会男女若手共同参画委員会において選任する。委員会の委員は7名をもって組織し、内部委員5名、外部委員2名とする。選考委員会の委員長は男女若手共同参画委員会委員長が務めることとする。
- ② 内部委員は、委員会の各委員が評議員の中から推薦し、4名を選出する。4名のうち1名は委員会委員から選出する。他の1名は当該年度の学術集会長をあてる。
- ③ 外部委員は、男女若手共同参画委員会委員長が複数名の候補者を委員会に推薦し、2名を選出する。
- ④ 任期は2年とする。但し、学術集会長は、当該学会担当の1年とする。
- ⑤ 選考委員会委員は賞を受賞する対象とはならない。
- ⑥ 選考委員は、原則として公募前に決定する。
- ⑦ 賞の対象は個人または施設とする。
- ⑧ 選考にあたっては、申請書をもとに男女若手共同参画の理念に基づく活動を行なっている個人または施設、団体を選考委員会で決定する。
- ⑨ 毎年2月に委員会を開催し受賞候補者を内定して、理事会に諮り決定し、評議員会に報

告する。

第6条 「日本リウマチ学会男女若手共同参画奨励賞」の授与は、次による。

- ① 当該年度の総会・学術集会（日本リウマチ学会男女若手共同参画委員会特別シンポジウム）の場で授賞式を行う。
- ② 年間2件以内とする。
- ③ 表彰状および副賞として個人10万円、施設、団体20万円を授与する